



不妊症及び不育症の治療等 助成事業について

お知らせ

これらの事業は、不妊症や不育症の検査や治療を受けられたご夫婦に、治療に要した費用の一部を助成する事業です。

不妊とは

妊娠を望む健康な男女が避妊をしないで性交をしているにもかかわらず、一定期間妊娠しないものをいいます。日本産科婦人科学会では、この「一定期間」について「1年というのが一般的である」と定義しています。

不育症とは

妊娠してもおなかの赤ちゃんが育たずに流産や死産を繰り返してしまう状態をいいます。一般的には2回連続した流産・死産があれば不育症と診断されます。

対象者

※すべてに該当する方

- ①法律上婚姻関係にある夫婦。
- ②夫婦の両方又はいずれか一方が佐川町に住所を有し、かつ、居住している者。
- ③夫婦が医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員又は被扶養者である者。
- ④夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満である者。
- ⑤町税等の滞納がない者。
- ⑥他の自治体において同一の助成を受けていない者。



申請期間

対象となる検査や治療を受けた日の属する年度の末日までに申請をお願いします。

※1回の治療期間が2年度に渡る場合はその治療が終了してから申請してください。

その他

対象となる検査や治療、助成回数や金額、申請書類など詳細については『町のホームページ』や『さくら・さいたねっと』をご覧ください。ただか右記までお問い合わせください。



※子育て支援情報サイト『さくら・さいたねっと』は左記のQRコードまたは佐川町ホームページのトップページのバナーからアクセスできます。

<お問い合わせ・申請窓口>

※担当者が不在のこともありますので、事前にご連絡ください。

佐川町健康福祉課 生活応援係
Tel: 22-7705 FAX: 22-7721
子育て世代包括支援センター専用電話
090-4785-7705